

袖ヶ浦市告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び袖ヶ浦市財務規則（昭和60年規則第1号）第52条第2項の規定により、次のとおり収入事務受託者を指定したので告示する。

併せて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項及び袖ヶ浦市財務規則第55条第2項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和3年4月1日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

- 1 収入事務受託者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- 2 指定代理納付者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- 3 収入事務受託者及び指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税」に係る寄附金
- 4 収入事務受託者及び指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで